

## 本庁舎等整備の検討状況について

### 1 主旨

本庁舎等整備については、本年3月に策定した本庁舎等整備方針に基づき、本年度から概ね2年間での基本構想策定に向け、庁内検討組織である庁舎計画推進委員会で検討を進めている。この基本構想の中の検討項目である整備手法（本庁舎等の一部又は全部改築）については、本庁舎等配置の複数シミュレーション等により検討していくこととしており、その実施状況を報告する。

### 2 シミュレーションにおける考え方

#### (1) 本庁舎の規模（延床面積）について

本庁舎の規模は、本庁舎等整備方針において、分散化や狭隘化を解消するため、最低で約45,000㎡としている。

今回のシミュレーションでは、それぞれの整備手法のパターンにおいて、延床面積を最大限確保できる配置を検討する。

#### (2) 災害対策について

大規模地震が発生しても災害対策本部として発災直後から機能できるよう、高い耐震性を確保することとする。

#### (3) 世田谷らしさについて

本庁舎等整備方針にあるとおり、本庁舎等は、中庭（広場）を囲む開放的な配置で、ケヤキ並木など緑と調和した環境となっている。こうした特徴をなるべく活かした配置とし、中庭（広場）は現状と同程度の広さを確保する。

また、ケヤキ並木については、樹木の寿命なども踏まえつつ、できる限り現状に近い景観を保全することとする。

#### (4) 世田谷区民会館について

区民会館は各総合支所管内に1箇所ずつ設置され、区民の文化、コミュニティの場として幅広く利用されている。また、地域防災計画において災害時における食料及び生活必需品等の集積地に指定されている。

なかでも、世田谷地域の区民会館である世田谷区民会館は、本庁舎に併設され、他の地域が400人規模であるのに対し、1,200人規模のホールを擁していることから世田谷地域の集会施設であるとともに、世田谷区の全区的集会機能の一部を併せ持っている。そのため、成人式などの比較的規模の大きい各種行事を行う場所として利用されている。

今回のシミュレーションにあたり、世田谷区民会館の利用実績を確認したところ1,000人以上の利用は比較的少なかったため、まずは、他の地域と同様、400～500人規模で、併せて災害時の物資集積場所に転用できる施設としてシミュレーションを行うとともに、現状と同程度の1,200人規模についても試算することとした。

#### (5) 世田谷総合支所について

総合支所は平成3年度の地域行政制度発足以降、区内5か所に設置され、以来、地域住民に密着した地域行政を推進してきた。

なかでも、世田谷総合支所は、地域行政制度発足以降、本庁舎と一体として行政サービスを実施してきているが、他の総合支所と同様、総合支所機能として独立して存在してもよいのではないかと、また、区民の利便性の観点から、交通至便な場所への移転が望ましいのではないかと等の考え方もある。

今回、交通至便な移転候補地を検討したが、本庁舎等整備の2年間の基本構想期間内に確実に確保できる適地が見出せない見通しのため、世田谷総合支所の場所は現敷地内とし、シミュレーションを行うこととした。なお、検討中に適地が見出せれば、世田谷総合支所部分の面積の活用については変更の可能性もある。

今後、共通番号制度の定着に伴う来庁者の動向や交通利便性の高い適地の具体化の状況などを踏まえ、将来条件が整えば、改めて総合支所移転について検討する。

#### (6) 仮設庁舎について

現在の本庁舎敷地外において仮設庁舎の候補地を検討したが、まとまった適地を見出すことができなかった。

シミュレーションにあたっては、来庁者の負担が極力少なくなるよう本庁舎の敷地内における改築手順等を工夫し、大規模な仮設庁舎が不要な案を検討する。

#### (7) 駐車場について

駐車場については、地下部分に整備することを想定しており、今後、動線や規模を検討していくこととする。

#### (8) 敷地中央の道路について

敷地中央の道路には、法的に区道（道路法）、位置指定道路（建築基準法）、世田谷区役所周辺地区防災街区整備地区計画における地区防災施設（都市計画法）の3つの位置づけがある。

廃道することにより、日影規制や容積率を敷地一体で考えることができる、敷地が一体となり設計の自由度が高まるなどの効果がある反面、東側敷地の日影規制が実質厳しくなるなどの面もある。

全部改築の場合は一団地認定を受けることで日影規制や容積率に関して廃道と同様の効果が得られる。

今回のシミュレーションでは、道路機能を残す場合のほか、廃止する場合も検討する。

3 本庁舎等配置シミュレーションの実施状況

現在、以下の類型により検討しており、今後、準備ができ次第お示ししていく。

《基本パターン》

( 1 ) 全部改築

( 2 ) 第 1 庁舎を残し、他を改築

( 3 ) 区民会館を残し、他を改築

( 4 ) 第 1 庁舎と区民会館を残し、他を改築

( 5 ) 第 1 庁舎、第 2 庁舎、区民会館を残し、他を改築

4 今後の予定

平成 2 6 年 9 月 4 日 地方分権・地域行政制度対策等特別委員会報告

平成 2 7 年 2 月 本庁舎等整備基本構想(中間まとめ)(案)